

労務管理講習会

36 協 定 集 中 講 座

～働き方改革に伴い36協定の見直しが始まっています～

主催 (一社)三田労働基準協会
渋谷労働基準協会(幹事) (一社)大田労働基準協会
(一社)品川労働基準協会 (一社)新宿労働基準協会
(一社)池袋労働基準協会 向島労働基準協会

法定の労働時間を超えて労働(法定時間外労働)させる場合、または、法定の休日に労働(法定休日労働)させる場合には、あらかじめ労使で書面による協定を締結し、これを所轄労働基準監督署長に届け出ることが必要です。この協定のことを労働基準法第36条に規定されていることから、通称「36協定」といいます。働き方改革に伴い36協定の見直しが始まっていますので、締結前のこの時期に是非ご参加いただきたくご案内いたします。

1 日 時 平成30年1月29日(月) 13:30~16:30
2 場 所 渋谷区立商工会館 2階大研修室(裏面地図参照)
東京都渋谷区渋谷 1-12-5

3 内 容

- ◆働き方改革を始めとした最近の労働時間に関する動向は？
- ◆ガイドラインに基づく労働時間の適正な把握とは？
- ◆36協定届の作り方のポイントとは？
- ◆過半数代表者の選任方法は？
- ◆時間外労働の限度基準とは？
- ◆特別条項とは？
- ◆特別条項の時間数をどのように決めるか？
- ◆予定される労基法改正により36協定はどのように変わるか？
- ◆改正に対応して36協定関係はどのような準備をしておく必要があるか？

4 講 師 OURS 小磯社会保険労務士法人代表・特定社会保険労務士
小 磯 優 子 氏

5 定 員 100名(先着順)

6 受 講 料 当協会の会員は、4,000円、非会員は、6,000円(資料代、消費税含む)

7 申込方法等

- ①受講申込：裏面「申込書」により当協会あてFax(03-3451-7692)してください。
- ②申込受付と受講料の振込：受講可能な場合は受講番号を記入のうえ「受講票」として申込担当者にFaxいたします。(申込書に必ずFax番号をご記入ください)。
受講料は、受講票到着後2週間以内に(到着から1月22日まで2週間ない場合は1月22日まで)に次の銀行口座にお振込みください。(振込手数料はご負担願います)

・銀行名：三菱東京UFJ銀行田町支店 ・口座番号：普通口座 0397963

・口座名義：一般社団法人三田労働基準協会 ・住所：港区芝4-4-5

なお、振込人名の前に講習会月日を記入してください(例 0129 〇〇カイシャ)

- ③受講の取消：1月22日までの取消しは、受講料を全額返金いたします。(振込手数料はご負担願います。)それ以降の取消しは返金できませんので予めご承知おきください。
- ④受講者は、Faxされた受講票を当日お持ちになり、受付に提出してください。

8 問 合 先：一般社団法人三田労働基準協会 電話 03-3451-0901 Fax03-3451-7692

申込受付欄	受付日		受付番号	
-------	-----	--	------	--

「36 協定集中講座」

●Fax 申込書 兼 受講票●

●実施日：平成30年1月29日（月） 13:30～16:30 開場・受付 13:00 ●

申込先 一般社団法人三田労働基準協会 Fax 番号03-3451-7692

事業場事項欄	会員非会員の別	・三田協会員 ・品川・大田・渋谷・新宿・池袋 ・向島協会員 ・協会員以外 (いずれか〇を付して下さい)	
事業場名	(赤坂・高輪・三田工業会、港南振興会 会員)		
所在地			
申込担当者職氏名			
電話		Fax (受講票返信用)	

受講者 (2名以上の場合コピーしてお使い下さい)

受講者氏名	
-------	--

注：個人情報とは本講習会以外の目的に利用することはありません。

<会場案内図>

